

1 見直しの背景と目的

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本的な計画です。

平成8年3月に「豊山町緑の基本計画」を策定してから24年を経て、少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめ、都市緑地法の改正や上位計画である「豊山町第5次総合計画」・「豊山町都市計画マスタープラン」の策定、「愛知県広域緑地計画」の改定など、本町を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化しています。

これらの状況を踏まえ、官民一体となって緑の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開することを目的に本計画を改訂いたします。

計画期間は、令和3年度から概ね10年間とします。

なお、本計画における“緑”とは、公園・緑地・広場などのオープンスペースのほか、河川などの水辺空間、役場・学校などの公共施設の緑地、社寺林や農地などを指します。

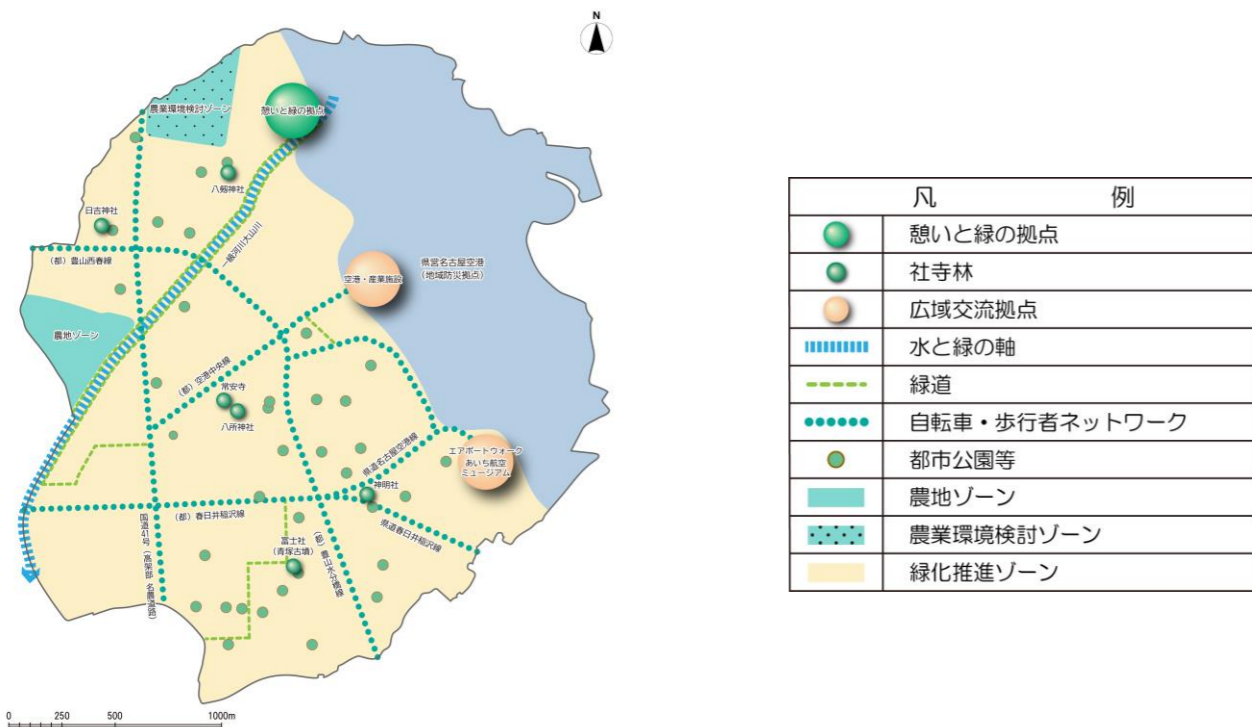
2 計画の基本的な考え方

山林や広大な田畑などの大きな緑の資源が少ない本町は、神明公園を緑の拠点とし、既存の身近な公園や豊かな緑のまとまりである社寺林の緑、大山川の水辺空間を保全活用することで、水と緑のまちづくりを通じ、住民が良好なコミュニティを形成することを目標とします。

一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ

- 【生かす】：地域と人の交流の中で、緑と係ることで緑を生かします
- 【守る】：次の世代へ緑を引き継ぐことができるよう緑を守ります
- 【育む】：緑の大切さを意識して、緑を大切にすることを育みます
- 【結ぶ】：緑の資源を結び、徒歩や自転車でめぐる軸を形成し、機能分担によって結びます。

図【緑の将来像】



3 計画の施策と目標

基本理念である「一人ひとりが輝く暮らし豊かなアーバンビレッジ」を実現するための4つの基本方針をもとに、骨格となる施策、目標について次のとおり設定いたします。

基本方針	目標	施策
1 緑を生かす 【緑の価値を利活用する】	1 緑を生かす・4 緑を結ぶ目標 ○社寺林や大山川を活用した環境学習参加人数 185人⇒300人以上 (R1) (R12)	1-1 神明公園及びその周辺の緑の臨空拠点づくり ・神明公園をレクリエーション・交流機能の拠点として位置づけ、その機能強化に努めます。 ・空港を活かした広域防災拠点機能も備えたエリアとして、神明公園周辺における機能を県と連携して高めます。 ・にぎわい創出や既存ストックの活用など、民間活力の可能性も含めPark-PFIの活用を検討します。
2 緑を守る 【緑を保全し創出する】	2 緑を守る目標 ○市街化区域の緑地量 17.5ha⇒17.5ha (R1) (R12)	2-1 市街地における公園緑地の整備・維持 ・公園、児童遊園の整備・維持を図ります。 ・都市公園を補完する身近な緑の資源として地域主体による社寺林の維持管理に協力します。 2-2 市街地における緑化推進 ・公共施設や民有地の壁面、屋上の緑化、住宅の緑化（オープンガーデン、ガーデニングコンテストなど）、道路緑化の取り組みを進めます。
3 緑を育む 【緑を通じて人が学び育つ】	3 緑を育む目標 ○町民一人当たりの公園面積 2.9㎡⇒10.0㎡以上 (R1) (R12)	3-1 児童遊園と社寺林を活かした町民の居場所づくり ・公園、児童遊園、社寺林等オープンスペースの維持管理に地域住民を主体的に参加し、地域コミュニティの活性化へとつなげる機会を創出します。 3-2 農ある暮らしの実現 ・農地を身近な緑とオープンスペースとして、利活用を促進します。
4 緑を結ぶ 【緑のネットワーク形成】	3 緑を育む目標 ○アダプトプログラム実施箇所数 0箇所⇒2箇所 (R1) (R12)	4-1 大山川を活かした水と緑の軸づくり ・大山川に沿って神明公園と町内各地域を結ぶネットワークを形成し、大山川の親水性を活かした環境学習（水生生物調査）の場としての活用を促進します。 4-2 緑とオープンスペースの機能連携 ・公園や児童遊園、社寺林のほか、グラウンドなども含め、機能分担・機能連携を図ります。

4 パブリックコメント

- (1) 期間：令和3年2月15日（月）～3月1日（月）
- (2) 結果：1名3件（別紙のとおり）

別記様式第3号

パブリックコメント結果シート

施策案番号	No.4 5
施策案件名	緑の基本計画
募集期間	令和3年2月15日(月)から令和3年3月1日(月)まで
公表方法	案を役場2階産業・都市政策課窓口及び役場1階情報コーナーに設置するとともに、町ホームページに掲載
募集方法	窓口提出、郵送、電子メール又はファクス
主管課・係名	産業・都市政策課都市政策係 問合せ先 電 話 0568-28-2463
募集結果	1名 3件

意見及び考え方

番号	該当箇所	町民意見及び件数	町の考え方
1	全体	計画案作成者の記名がない。	町としての計画を示しているため計画案作成者の記名はしていません。
2	全体	歴史的な事実と背景を踏まえながら、計画を記述すべき。	本計画は、平成8年3月に策定した緑の基本計画の改訂になり、当時においても、町の歴史的経緯を経た現状に対し、緑の将来像を掲げた計画となっているため、具体的な記載はないものの、町の歴史的事実と背景を踏まえた計画となっています。
3	農地について	市街化区域内の農地の固定資産税は上昇し続けていることから、都市の農地を残そうとする計画は矛盾している。	本計画において市街化区域内の農地には、身近な緑資源、オープンスペースや治水性等の機能を有していることから、市街化区域内の農地を保全し利活用を図っていくものと、理念を掲げています。 市街化区域内農地に具体的な規制や制限を設ける際には、農地所有者の意見等を考慮していきますが、本計画をもって規制や制限を設けることではないため、税制との矛盾はないものと考えます。